

2023年3月22日

〒110-8546

東京都台東区上野1丁目15番3号

株式会社ナガホリ

代理人 弁護士 太田 洋 先生

同 弁護士 佐々木 秀 先生

同 弁護士 瀬川 堅心 先生

〒100-0006

東京都千代田区有楽町一丁目7番1号

有楽町電気ビル南館5階552

弁護士法人ニューポート法律事務所

株主 リ・ジェネレーション株式会社

代理人 弁護士 戸田 裕典

同 弁護士 鈴木 多門

TEL 03-6435-5689

FAX 03-6435-5699

代理権を証明する書面及び議決権行使書面の閲覧謄写請求書（2）

当職らは、貴社株主であるリ・ジェネレーション株式会社（以下「当社」といいます。）の代理人として、2023年3月20日付「代理権を証明する書面及び議決権行使書面の閲覧謄写請求に関する回答書」（以下、単に「回答書」といいます。）を踏まえ、貴社に対し、以下のとおりご通知申し上げます。

その点、当社としては、2023年3月16日付「代理権を証明する書面及び議決権行使書面の閲覧謄写請求書（1）」（以下「請求書（1）」といいます。）による請求は適法なものと考えておりますが、回答書による貴社の指摘を踏まえ、念のため、本書面をもって、「請求の理由」を修正及び補充し、改めて、会社法310条7項に基づき同日開催の貴社臨時株主総会（以下「本総会」といいます。）に係る「代理権を証明する書面」の閲覧及び謄写の請求を、また、同法311条4項に基づき本総会に係る「議決権行使書面」の閲覧及び謄写の請求をいたします。

なお、本総会に係る採決方法の点については、貴社ご指摘のとおり、請求書（1）の記載は誤りでしたので、後記2のとおり修正させていただきます。

記

- 1 2023年6月に控えている貴社定時株主総会においては、貴社取締役が全員任期満了を迎えるため、取締役の選任ないし再任議案が必要的に諮られることも踏まえ、引き続き貴社株主である当社として、大至急、本総会における賛否の状況を分析・検討の上、当該定時株主総会に向けた株主提案及び委任状勧誘の必要性を検討する必要があります。

なお念のため付言しますと、請求の理由が複数ある場合において、たとえその内の一つに理由がないとしても、全体として請求の理由がないことになるわけではありません。その点、貴社は回答書において、本項の請求の理由を黙殺されておりますので、本書面におけるご回答の際にはくれぐれも黙殺されぬよう、よろしくお願い申し上げます。

- 2 加えて、本総会では、貴社提案議案である第1号議案が可決、当社提案議案である第2号議案ないし第8号議案が否決となりました。そこで、貴社筆頭株主であり提案株主でもある当社としましては、貴社に提出された委任状及び議決権行使書面を直接確認することにより、委任による議決権の代理行使及び書面による議決権行使の有効性に疑義がないか、各議案に係る賛否の票数についての誤りがないか、ひいては、上記決議に瑕疵がないかどうかについて、十分に調査する必要があります。

なお、貴社は回答書において、本総会では総会検査役が選任されているため、本請求の理由は全く認められない旨ご説明されております。しかしながら、総会検査役は、あくまで客観的な事実を記載して報告することが本来的職務であり、そもそも法的評価を加えることもなければ、招集手続及び決議の方法等につき瑕疵の存否を判断することもあります。また、招集手続及び決議の方法等の全ての事項につき詳細かつ網羅的に確認することが保障されているわけでもないわけですから、総会検査役が選任されていることが、株主及びその代理人自らが代理権を証明する書面及び議決権行使書面を閲覧謄写することを遮る理由にはなり得ませんし、決議取消訴訟の出訴期間（決議の日から3か月以内）との兼ね合いからも、総会検査役の報告書を受領してから検討ないし訴え提起の準備を開始したのでは遅きに失する可能性もあり、少なくとも株主において十分な検討ないし準備の期間を確保することができません。

- 3 以上の理由により、当社は、貴社に対し、本書面をもって会社法310条7項に基づき本総会に係る「代理権を証明する書面」の閲覧及び謄写の請求を、また、同法311条4項に基づき本総会に係る「議決権行使書面」の閲覧及び謄写の請求をいたします。

ついては、貴社におかれては、上記各書面について、①閲覧及び謄写が可能な日時その他詳細（写しの交付の可否、貴社のコピー機の使用の可否、使用が可能であった場合の費用の有無及びその金額を含みます。）につき2023年3月23日夕方までにご連絡いただくか、又は、②同日までに、エクセル、PDFその他電子データにて当社代理人のメールアドレス（toda@newport-law.com）宛てに送信す

る方法により閲覧及び謄写の実施をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

万が一、貴社が任意に本閲覧謄写請求に応じない場合には、当社は、他の場面同様に、裁判所に対して、上記各書面の閲覧謄写請求に係る仮処分命令の申立てを行うとともに、閲覧謄写の遅滞により、当社に不利益が生じた場合には、貴社経営陣に対し損害賠償の請求を行わざるを得ないことを、ご承知おきください。

以 上